

敦賀市発注の建設工事等から発生する残土の受入れ先募集要項

1 趣旨

敦賀市では、市が実施する建設工事等から出る土砂を市民の皆様に土地の埋立や盛土の材料等として活用していただくため、土砂受入れが可能な方を募集しますので、申込条件等をよくご確認のうえお申込み下さい。

2 土砂が発生する工事

土砂が発生する工事は、敦賀市が発注する全ての建設工事等を対象にいたします。

土砂が発生する時期や土量については、各工事の進捗状況によりますので、申込み後に調整させていただきます。

なお、公共工事での利用を優先いたしますので、提供可能な土量を変更することがあります。

3 土砂の品質

提供できる土砂の品質は、工事箇所、工事条件によって大きく異なりますので、工事箇所等が決まり次第、現地で確認していただくこととなります。

なお、土砂を提供後、その土砂の品質により問題が生じた場合につきましては、敦賀市は責任を負うことはできませんのでご了承下さい。また事前に品質確認試験等が必要となる場合も、申請者の費用負担で実施していただくこととなります。

4 申込条件

申込条件は、下記のとおりとします。

- (1) 土砂そのものの費用は無償とする。
- (2) 受入れ地での土砂の押土、敷き均し、転圧については申込者の負担とする。
- (3) 受入れ土砂量は、原則50m³（10tダンプ10台）以上とする。
- (4) 提供する土砂を転売したり、骨材として使用しないこと。
- (5) 土砂の運搬は、原則10t車で行いますので、工事現場から受入れ地までの通行及び、受入れ地内での土砂の積み下ろし場所を確保すること。
- (6) 申込者が自ら所有しているか、または、所有者の同意が得られる土地への受入れであること。
- (7) 法律上、埋立や盛土を行うことが可能な土地であること。（確認のため農地転用許可証、開発行為許可証などの写しを申込時に提出すること。）
- (8) その他詳細事項については、別途協議すること。

5 運搬費用の負担

土砂発生場所（仮置場含む）の中心から土砂受入地の中心までの距離が 10.0 km 以内であれば、運搬費用の個人負担はありません。それ以上の場合は、運搬費を負担していただきますので、市と契約している工事施工業者（以下、「工事施工業者」という。）と協議を行い決定していただきます。

6 申込方法

別紙の「土砂の受入れ申込書」（様式 1 号）に必要事項をご記入のうえ、提出してください。

7 申込期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

ただし上記期間内であっても、提供可能土砂がなくなり次第締め切らせていただきます。

8 申込後の手続

- (1) 申し込まれた順に、受入れ時期、土質、土量等について協議します。
- (2) 土砂を提供する工事を担当する課の職員が受入地の状況等を確認しますので、立会いをお願いいたします。
- (3) 市が負担する運搬距離を超える場合は、申込者と工事施工業者との間で協議の上、運搬費用について契約を結んでいただきます。
- (4) (1) から (3) の協議・手続が整いましたら、敦賀市と申込者で、「土砂の受入れに関する覚書」（様式 2 号）を締結いたします。

以上の手続等終了後、実際に土砂を受入れていただきます。

9 申込先及び問合せ先

敦賀市総務部契約管理課 担当 工事検査室

〒914-8501 敦賀市中央町 2 丁目 1-1

TEL 0770-22-8142 FAX 0770-22-8262